

県の裁決申請受理

石木ダム建設で県収用委

県収用委員会(戸田久嗣委員長)は18日開き、県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業について、県が反対地権者の土地明け渡しを求めて提出していた裁決申請を受理した。

10月に開く次回の委員会で裁決手続き開始を決めた場合、年内にも県と反対地権者双方の意見を審理。早ければ年度内にも補償額や明け渡し期日を示した裁決を出す見込み。

県が裁決申請したのは、同町の反対地権者13世帯のうち4世帯が所有する農地計約5500平方メートル。9月5日に提出した裁決申請書では、対象区域内の土地や果樹などについて県が試算した補償額が記され、明け

工事妨害禁止仮処分
「個人ごと立証を」
反対派、県に要求

地裁佐世保で審尋

県と佐世保市が東彼川棚

渡し期限は裁決から60日以内とするよう求めている。

18日は非公開で開かれた。同委員会事務局は受理した理由を「書類として整理しており、手続き上の不備がなかった」としている。本県で裁決申請が却下された例はない。

裁決申請書の写しは、川棚町が9月中にも公告手続きした後、2週間縦覧する。

(緒方秀一郎)

町に計画する石木ダム建設事業について、県が付け替え道路着工を妨害する行為の禁止を求めた仮処分申立ての第1回審尋が18日、長崎地裁佐世保支部で開か

れた。事業に反対する住民らは、妨害の具体的行為を個人別に立証するよう県側に求めた。次回は10月24日。県は、県有地で7月30日から着工を試みたが反対派の住民や支援者ら23人が現場入り口前に立ちふさがったなどとしている。8月7日に仮処分を申し立てた。

審尋は非公開であった。反対派の馬奈木昭雄弁護士らは、申立書に添付された23人の写真が不鮮明で判別できないと指摘。個々の具体的な妨害行為、今後も妨害を続けるという根拠を示すよう県側に求めた。

(宮崎智明)